



まちづくり 通信

この通信は、畑地区まちづくり協議会の活動やまちづくりの情報をお知らせする広報誌です。

No.7 2016年11月
発行：畑地区まちづくり協議会

畑地区
田園まちづくり計画の案が
まとまりましたので

11/26(土) 18:00~
畑公民館で

畑地区
まちづくり協議会 総会
を開催します！

議事

- 1号議案 まちづくりに関する方針の案について
- 2号議案 土地利用計画の案について
- 3号議案 特別指定区域の指定の案について

多数の方のご出席をお願いいたします。
やむを得ずご欠席の場合は、委任状の提出
をお願いいたします。

畑 地区では、地域の活力を高めるため、「田園まちづくり制度」により、**田園まちづくり計画**を作成し、地域の取り組みに必要な建築物が許可されるよう、「**特別指定区域**」の指定をめざして検討を進めてきました。

10 /3~17には「畑地区まちづくり計画の案」および「特別指定区域の指定の案」の縦覧を行い、ご意見等をいただきました。

い ただいたご意見等をふまえて、最終案（議案書をご覧ください）をまとめましたので、来る**11月26日（土）のまちづくり協議会総会**で、みなさんのご承認をいただきたいと思います。

そ のうえで、特別指定区域指定に向けての手続きを加古川市に申請いたします。

畑 地区にとって重要な議案の審議となりますので、ぜひ、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1

地区まちづくり計画の案

- (1) まちづくりに関する方針の案
(附図 まちづくり構想図)
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図の案

2

特別指定区域の指定の案

- (1) 特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
- (2) 特別指定区域の位置図
- (3) 特別指定区域の区域図の案

10月3日(月)
～17日(月)

の縦覧を
行いました!



畑公民館正面入り口他1階の窓に
掲示されました。



縦覧中に開催されていたコスモス
まつりにこられた方々もご覧に
なっていました。



いただいたご意見をもとに最終案をまとめました!

(一緒に配布している総会資料をご覧ください)

総会資料の中の

「まちづくりに
関する方針」は、

地区の将来のあり方を示すもので、住民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、この方針を守っていくことによって、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかうとするものです。

「まちづくり
構想図」は、

自分たちの住む地区をどのようにしていきたいのかを話し合い、イメージを共有し、まとめた将来像です。

「土地利用
計画図」は、

地区の将来の土地利用を「保全する区域」「活用する区域」に分けるため、保全区域、森林区域、農業区域、集落区域に区分しています。

「特別指定
区域図」は、

地区の取り組みを進める上で、必要な建築物を許可可能とする区域です。小学校区域に通算して10年以上居住した人が住宅を建てることのできる「地縁者の住宅区域」と地縁者に限らずだれでも住宅の建築が可能になる「新規居住者の住宅区域」を示しています。

※くわしい内容は総会で説明いたします。